

東京労働局発表
平成22年5月21日

担 当	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 松田 明 主任監察監督官 多田 信克 電話 03-3512-1612 (内線 6403)
--------	--

平成21年に実施した定期監督等の実施結果 【定期監督等を実施した事業場の約7割で法違反】

- 接客娯楽業及び教育研究業において違反率が高い。
- 労働時間、割増賃金及び安全衛生管理体制に関する違反率が高い。
- 建設業において機械・設備等の危険防止措置に関する違反件数が多い。

東京労働局（局長 東 明洋）は、平成21年に管下18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等の実施結果を以下のとおり取りまとめた。

1 定期監督等における実施件数・違反率（表1）

ア 平成21年に管下労働基準監督署の労働基準監督官が実施した定期監督等

- ① 実施件数 5,274件（前年比3,101件減）
- ② 違反率 68.6%（前年比3.8ポイント減）

（注：定期監督等とは、過去の監督指導結果、各種の情報、労働災害報告等を契機として、労働基準監督官が実施する事業場に対する立入検査のこと。
定期監督等は、法定労働条件の確保上の問題があると考えられる事業場に対し実施している。）

イ 業種別の実施件数（多い順）

- ① 建設業 2,280件（前年比1,990件減）
- ② その他の事業（派遣業等） 717件（同10件増）
- ③ 製造業 714件（同163件減）

ウ 違反率の高い業種（高い順）

- | | |
|----------|----------------------|
| ① 映画・演劇業 | 87.5%（前年比増減なし） |
| ② 接客娯楽業 | 86.3%（前年比 5.7 ポイント減） |
| ③ 教育研究業 | 85.5%（前年比 1.6 ポイント増） |

エ 使用停止等処分件数

415 件(前年比 42.0%減)

うち 332 件は建設業

(注： 使用停止等命令処分は、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から、事業者に対し、機械設備等の使用停止、作業停止、労働者の立入禁止等を労働基準監督署長が命じるもの。)

2 定期監督等における主要な法違反（表 2）

(1) 違反件数が多い違反内容

- | | |
|------------|-----------------|
| ① 労働時間 | 1,259 件 (23.9%) |
| ② 安全基準 | 1,058 件 (20.1%) |
| ③ 割増賃金 | 944 件 (17.9%) |
| ④ 安全衛生管理体制 | 904 件 (17.1%) |

(2) 主要な法違反の状況

ア 労働条件の明確化関係

- ① 労働基準法第 15 条（労働条件の明示） 624 件（前年比 321 件減）

うち 138 件(22.1%)が商業

【違反の事例】

・労働者を雇い入れる際に、賃金額及び支払方法並びに所定労働時間などの法定事項について書面を交付していないもの。また、交付しているが、法定事項が不足しているもの。

- ② 同法第 89 条（就業規則の作成等） 652 件（前年比 493 件減）

うち 142 件 (21.8%)が商業

【違反の事例】

・常時使用する労働者が 10 人以上いるのに、就業規則の作成・届出がないもの。

イ 労働時間・割増賃金関係

- ① 労働基準法第 32 条（労働時間） 1,259 件（前年比 810 件減）

うち 270 件 (21.4%) が製造業、236 件 (18.7%) が商業

【違反の事例】

- ・時間外労働に関する協定の締結及び届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているもの。また、協定の締結及び届出はあるものの、その協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて時間外労働を行わせているもの。

② 同法第 37 条 (割増賃金) 944 件 (前年比 630 件減)

うち 198 件 (21.0%) が商業、194 件 (20.6%) が製造業

【違反の事例】

- ・時間外労働、深夜労働を行わせているのに、法定割増賃金 (通常の賃金の 2 割 5 分以上) を支払っていないもの。

ウ 安全衛生関係

① 安全衛生管理体制 (労働安全衛生法第 10、11、12、15、17、18 及び 19 条) に係る違反 904 件 (前年比 532 件減)

うち 547 件は衛生管理者に係る違反 (そのうち 126 件が製造業、113 件が商業)

【違反の事例】

- ・常時使用する労働者が 50 人以上いるのに、衛生管理者を選任していないもの。

② 機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準 (同法第 20~25 条) に係る違反 1,058 件 (前年比 841 件減)

うち 772 件 (73.0%) が建設業

【違反の事例】

- ・高さが 2 メートル以上の高所作業において、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、作業を行わせていたもの。

③ 特定元方事業者等 (同法第 30 及び 31 条) に係る違反 354 件 (前年比 377 件減)

【違反の事例】

- ・建設工事現場において、元請事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するための協議組織の設置と運営を行っていないもの。

④ 健康診断 (同法第 66 条) に係る違反 466 件 (前年比 293 件減)

うち 120 件 (25.8%) が製造業、98 件 (21.0%) が商業

【違反の事例】

- ・常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していないもの。

3 今後の指導方針

厳しい経済情勢を背景に、賃金不払いや解雇等に係る労働者からの申告・相談の増加、企業倒産に伴う未払賃金立替払事案の増加等に最優先で対応した（注）ことにより、定期監督等の実施件数が減少したが、東京労働局及び労働基準監督署（支署）においては、今後とも、全ての労働者が適法な労働条件の下で、安心かつ安全に働くことができる労働環境の実現を目指し、積極的に監督指導を行っていくこととしている。

また、重大・悪質な事案については、送検手続きをとるなど厳正に処分することとしている。

（注） 「平成21年賃金不払事案（申告事件）の処理状況の概要（平成22年5月14日東京労働局発表）」をご参照ください（東京労働局ホームページに掲載しております。）。

表1 定期監督等における実施件数・違反率

	平成11年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年	
	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (%)
製 造 業	1,710	71.7	981	77.0	916	81.6	1,005	84.8	877	83.1	714	79.7
鉱 業	5	40.0	11	81.8	3	66.7	5	100.0	2	50.0	0	0.0
建 設 業	3,611	50.0	4,404	63.8	4,774	63.4	4,861	66.7	4,270	62.6	2,280	59.4
運 輸 交 通 業	461	72.5	529	75.0	450	77.6	443	84.2	430	82.3	319	77.4
貨 物 取 扱 業	53	24.0	86	72.1	67	73.1	61	67.2	54	63.0	23	60.9
工業的業種小計	5840(78.6)	58.1	6,011	67.1	6,210	67.2	6,375	70.8	5,633	67.3	3336(63.3)	65.5
農 林 業	5	80.0	6	66.7	9	0.0	7	42.9	4	50.0	3	0.0
畜産・水産業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0
商 業	578	74.0	1,078	82.7	880	85.6	1,009	85.5	871	85.6	514	81.9
金 融 広 告 業	110	79.1	243	67.9	159	76.7	169	75.1	142	71.1	108	76.9
映 画 ・ 演 劇 業	20	85.0	127	80.3	25	88.0	19	68.4	16	87.5	16	87.5
通 信 業	8	75.0	64	51.6	19	68.4	21	71.4	22	54.5	10	60.0
教 育 研 究 業	95	81.1	198	75.8	192	83.9	222	86.0	192	83.9	117	85.5
保 健 衛 生 業	141	82.3	249	84.7	362	84.5	443	81.5	328	86.0	170	79.4
接 客 娯 楽 業	140	87.1	218	81.7	227	88.1	199	89.4	289	92.0	211	86.3
清 掃 ・ と 畜 業	138	79.0	151	69.5	208	75.5	152	77.6	171	81.3	71	77.5
官 公 署	0	0.0	1	100.0	1	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0
そ の 他 の 事 業	358	76.0	759	75.0	768	79.9	797	76.8	707	78.4	717	61.1
非工業的業種小計	1593(21.4)	77.7	3,094	77.9	2,850	82.4	3,039	81.7	2,742	83.0	1938(36.7)	74.0
合 計	7433(100.0)	62.3	9,105	70.7	9,060	72.0	9,414	74.3	8,375	72.4	5274(100.0)	68.6

* ()内は合計に対する割合

表2 定期監督等における労働基準法・労働安全衛生法に関する主要な法違反

○労働基準法違反件数

	15条	24条	32条	35条	37条	89条	108条
	労働条件明示	賃金不払	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳
平成11年	245	91	1,505	71	749	1,107	148
17年	829	262	2,305	157	1,753	1,178	604
18年	952	317	2,250	146	1,736	1,243	641
19年	1,045	456	2,373	137	1,865	1,327	775
20年	945	440	2,069	113	1,574	1,145	755
21年	624	282	1,259	78	944	652	443

○労働安全衛生法違反件数

	10~19条 (14条除)	14条	20~25条	20~25条	30・31条	45条	59・60条	61条	65条	66条
	安全衛生管理体制	作業主任者	安全基準	衛生基準	特定元方事業者・注文者	定期自主検査	安全衛生教育	就業制限	作業環境測定	健康診断
平成11年	1,066	281	1,424	214	564	232	54	92	115	490
17年	1,381	327	2,053	190	760	181	66	60	69	662
18年	1,518	288	2,118	182	878	192	82	75	54	744
19年	1,482	381	2,186	183	925	191	60	117	62	885
20年	1,436	275	1,899	162	731	163	87	76	134	759
21年	904	143	1,058	101	354	102	45	36	39	466